

京都市環境影響評価等に関する条例（以下「条例」という。）第14条の規定により、「(仮称)伏見工業高等学校跡地事業に係る配慮書」が提出されましたので、条例第15条第1項の規定に基づき、次のとおり公告するとともに、配慮書を縦覧に供します。

令和6年4月26日

京都市長 松井 孝治

1 事業者の名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地  
阪急阪神不動産株式会社 代表取締役社長 福井 康樹  
大阪府大阪市北区芝田一丁目1番4号

2 対象事業の計画の名称、種類及び規模等

(1) 名称

(仮称)伏見工業高等学校跡地事業

(2) 種類

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を伴う事業

(3) 規模

開発面積：約40,380 m<sup>2</sup>

3 事業実施想定区域

京都市伏見区深草鈴塚町、深草六反田町 他

4 配慮書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧の場所

京都市環境政策局環境企画部環境保全創造課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

(2) 縦覧の期間

令和6年4月26日から同年5月27日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

「午前9時から正午まで」及び「午後1時から午後5時まで」

5 配慮書を掲載するホームページのアドレス

京都市環境政策局環境企画部環境保全創造課のホームページから閲覧することができます。

URL <https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000325272.html>

(環境政策局環境企画部環境保全創造課)